

# 第1回江戸川区地域包括支援センター運営協議会

平成18年1月24日 午後1時30分

グリーンパレス 5階 常盤

## 出席者

運営協議会委員 早川 大府(江戸川区医師会)  
橋本 泰子(大正大学人間学部教授)  
棚橋 公夫(公認会計士)  
大槻 和男(江戸川区医師会)  
玉城 肇(江戸川区歯科医師会)  
諏訪 早苗(江戸川区訪問看護ステーション連絡会)  
須賀 康晴(NPO法人江戸川区ケアマネジャー協会)  
宮川 準之助(江戸川区くすのきクラブ連合会)  
青山 恒男(江戸川区松江第2地区民生・児童委員協議会)  
喜友名 典子(被保険者代表)

## 事務局

渡辺 浩(福祉部長)  
石田 剛朗(福祉部介護保険課長)  
鶴岡 恵子(福祉部介護保険課事業者調整係)

## 次第

1. 開会
2. 事務局あいさつ
3. 委員委嘱並びに委員紹介
4. 会長及び副会長選任
5. 議事
  - (1)地域包括支援センター並びに地域包括支援センター運営協議会の役割について
  - (2)地域包括支援センター受託申請に関わる様式について
  - (3)今後の運営協議会開催について
6. 閉会

- 
1. 開会
  2. 事務局あいさつ
  3. 委員委嘱並びに委員紹介

## 事務局

本日はお忙しいなかお集まりいただき、誠にありがとうございます。

平成12年から介護保険がスタートして6年が経過しようとしているが、今回の改正はとても大きなものである。平成18年度から始まる地域包括支援センターは、総合相談支援だけでなく、介護予防の点からも重要な拠点となる。

運営協議会はこの地域包括支援センターをマネジメントしていくというとても重要な存在である。地域包括支援センター業務が円滑に進まなければ、介護予防、並びに区の介護保険事業が円滑に進まない。円滑に、そして公正・中立に事業がおこなわれているかをチェックしていただきたい。委員には各方面から代表してお集まりいただいているので、様々な視点からの協議をしていただければと考えている。

=机上配布による委員の委嘱=  
=各委員より自己紹介=

## 4. 会長及び副会長の選任

## 事務局

会の運営についてですが、まず委員の皆様で会長・副会長の選任をしていただき、今後の議事進行については会長にお願いしたい。

=互選により、会長を早川氏、副会長を橋本氏に選任=  
=司会進行を事務局から早川会長に交代=

## 5. 議事

(1) 江戸川区地域包括支援センター並びに地域包括支援センター運営協議会の役割について

=資料2・3・4に沿って事務局より説明=

(2) 地域包括支援センター受託申請に関わる様式について

=資料5に沿って事務局より説明=

(3) 今後の運営協議会開催について

=資料6に沿って事務局より説明=

= 質疑応答 =

委員

7つの生活圏域で13ヶ所の設置を予定しているということだが、どの圏域に何ヶ所設置されるのか分かるマップのようなものを示してもらえれば分かりやすい。現行の在宅介護支援センターは特養併設になっているが、別に事務所を設けるなどしても良いのではないか。

事務局

現在、別に事務所を設ける予定の法人もある。マップも含めて、次回の運営協議会でお示ししたい。

委員

委託先は社会福祉法人等ということだが、新たに地域包括支援センターを受託したいと手を挙げた法人は取り合わないのか。営利法人は認めないのか。

事務局

中立・公正という観点から、社会福祉法人・公益法人への委託を考えた。今までの実績も考慮し、当面は現行の在宅介護支援センター受託先である社会福祉法人を中心に委託し、新規参入についてはその後の判断になると考えている。

委員

地域包括支援センター設置が定められた経緯は。

委員

もともとは居宅介護支援事業所と在宅介護支援センターとの住み分けが目的だったと感じている。しかし、制度の検討を進めていくうちに、当初の目的に加えて方向性も少し変わってきているか。新予防給付のケアプランを居宅介護支援事業所に委託できるという点はその最たるものである。

地域包括支援センターは居宅介護支援事業所との住み分けが絶対条件である。委託先の承認の際には、その部分をしっかりと判断していきたい。

委員

在宅介護・居宅介護・地域包括支援等言葉の区別が難しいので、説明をお願いしたい。

事務局

在宅介護支援センターは熟年者の総合的な支援をおこない、居宅介護支援事業所は要介護者が介護保険のサービスをいかに使うかプランニングする。

委員

在宅介護支援センターは平成2年に老人福祉法改正によって規定され始まった。平成12年に介護保険制度がスタートし、介護保険においてケアマネジメントしていくものとしてつくられたのが居宅介護支援事業所。その中で在宅介護支援センターは、居宅介護支援事業所との住み分けができていないという課題があった。今回の法改正によりスタートする地域包括支援センターは、総合相談支援を担う社会福祉士、介護予防を担う保健師等、地域のケアマネジャーをサポートする主任ケアマネジャーの3職種が一体となって業務に取り組み、予防も含めた地域の介護相談

拠点として設置される。

**会長**

公正・中立性を重視しているのは、これまでのサービスの囲い込みや、それに伴った不必要なサービス供給等によっておこった、介護度の悪化や介護サービス給付費の拡大を抑える為ではないか。この流れを断ち切るために介護予防が必要であり、その拠点となる地域包括支援センターはとても重要な位置にある。そして、その地域包括支援センターを評価する運営協議会の役割は非常に大きい。

**委員**

今回の介護保険法改正による重要な柱は全て担っているといっても良いほど、地域包括支援センターは重要な役割を担当する。この大役を担っていくには、やはり人材は大切である。資格要件を満たすだけで、力の無い方になられては困る。

**委員**

理想と現実のギャップをどう整理するか。現行の在宅介護支援センターに今までとは違うということをどう認識してもらうのが大事なこと。

**会長**

各センターからの事業報告を受け、評価していかなければならない。出来ていないセンターにはしっかりと指導をしていかなければならない。

**事務局**

長年の在宅介護支援センターの実績を生かして、地域包括支援センターを委託したいと考えている。現行の在宅介護支援センター委託法人へ地域包括支援センターを委託しても、職種も3職種を揃え業務内容も違うので、これまでどおりという訳には当然いかない。地域包括支援センターが適正な運営をおこなう為にも、運営協議会でしっかりと議論していただき、意見をいただきたい。

＝受託申請様式についての提案＝

**委員**

- ・ 相談窓口設置場所は、居宅介護支援事業所と別になっているかがはっきりと分かるようにして欲しい。
- ・ 職員配置については、もう少し詳しく勤務職員の経歴等が分かるようにして欲しい。

## 6. 閉会

**会長**

今回の開催は2月24日(金)19:00～を予定しているということなので、皆様よろしくお祈りします。また、次回は委託法人の承認をするので、なるべく協議の時間が多く取れるようにしたい。資料については事前にいただき、各委員で検討した上で会議に臨めるよう事務局をお願いしたい。それでは本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。